

社会福祉法人珠光会
役員及び評議員の報酬並びに費用支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人珠光会（以下「法人」という。）定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、下記の通りとする。

(1) 役員とは、理事並びに監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。但し、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 1 前項の報酬額は、評議員会において定める。
- 2 報酬の額は、1回の会議出席につき3,000円とする。
- 3 支給方法は、基本的に年度末に一括して支給する。

(費用の支給)

第4条 法人は、役員等が法人の業務、研修等で出張したときは、当法人の旅費規則を適用し費用を支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決をへて評議員会で決定する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人珠光会
評議員選任・解任委員の報酬並びに費用支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、社会福祉法人珠光会（以下「法人」という。）評議員選任・解任委員会運営細則第5条2項、3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員の報酬、費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬並びに費用の支給)

第2条 法人は、委員の職務執行の対価として報酬を支給する。但し、委員が職員である場合は、これを支給しない。

- (1) 報酬の支給額は、1回の委員会出席につき3,000円とする。
- (2) 支給方法は、基本的に年度末に一括して支給する。
- (3) 費用は、委員としての研修会等に参加した場合、当法人旅費規則を適用し支給する。

(改正)

第3条 この基準の改正は、法人評議員選任・解任委員会運用細則第14条により実施する。

附則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。